

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成23年4月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第113号）の施行に伴い、東日本大震災に係る自動車取得税、固定資産税及び都市計画税等の課税の特例措置に関する細目を定める必要があるため、下記の通り改正を行う。

2 主な改正の内容

- （1）自動車取得税に係る特例措置の適用を受けるための手続の細目を定める。
- （2）固定資産税及び都市計画税に係る特例措置に係る住宅用地とみなす土地の範囲等の細目を定める。

3 施行期日

公布の日から施行する。